規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

A　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和３年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第19条の16第９項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和３年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第６条の２の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

α　普通交付税省令第48条第１項の算式の符号αに同じ。

［４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四号
財務省

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一

令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令

令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和三年度においては四百億円と、令和四年度においては二千五百億円と、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。	地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和三年度においては二千四百億円と、令和四年度においては二千五百億円と、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。